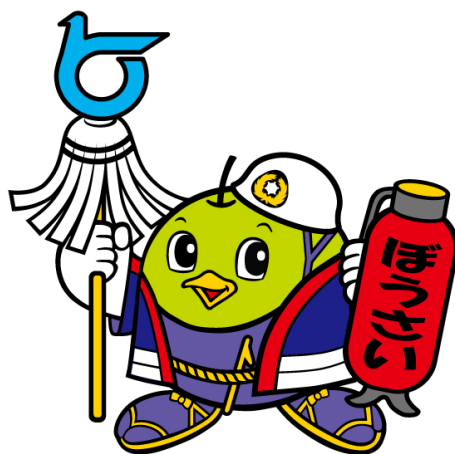


令和5年度

鳥取県防災士養成研修

受講者募集要項



鳥取県危機管理局消防防災課

## はじめに

### 一 防災士とは

防災士とは、「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」と略）が認証した人です。

#### 防災士の基本理念

- ①自助 自分の命は自分で守る。
- ②共助 地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。
- ③協働 市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

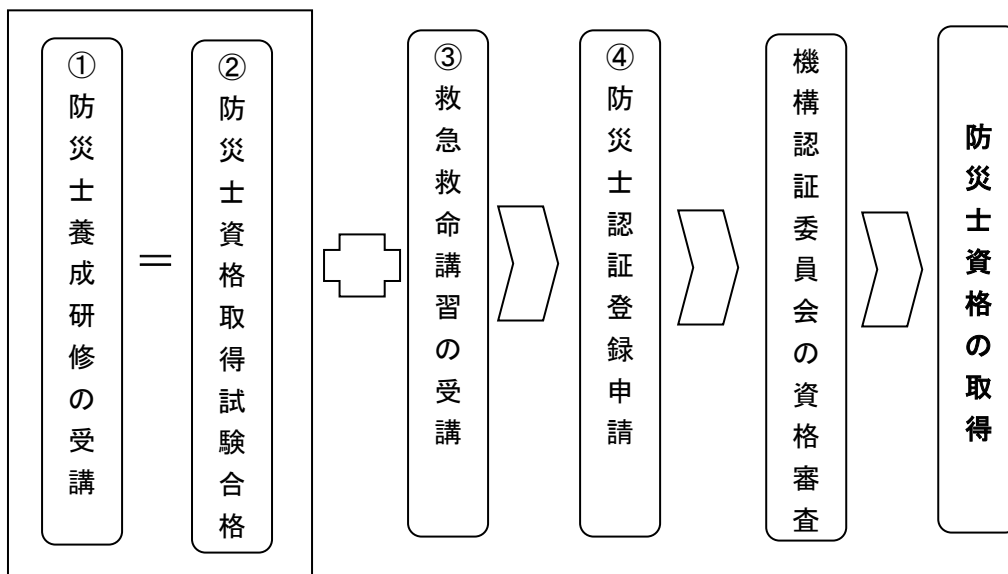
### 二 「防災士」の資格認証

防災士資格を取得するためには、下記の3要件を満たす必要があります。

- (1) 機構の認証した研修機関が実施する「防災士養成研修」を受講し、全課程を修了すること
- (2) 機構が実施する「防災士資格取得試験（以下「試験」と略）を受験し、合格すること
- (3) 全国の消防機関、日本赤十字社等が実施する「救急救命講習」（心肺蘇生法やAEDを含む3時間以上の内容）を受講して修了証、受講証等（以下「修了証等」と略）を取得すること。

※修了証等は、防災士認証登録申請時において、5年以内に発行されたものであって、発行機関が定めた有効期限内のもののみが有効です。機構が認めている主な「救急救命講習」は、機構のホームページでご確認ください。

### 三 防災士になるまでの流れ



## 1 研修の目的

この研修は、日頃から防災について十分な意識と一定の知識・技能を持ち、地域の防災リーダーとして「地域の防災力」を向上させるために、中心となって活動し、住民、自主防災組織、ボランティア、公的機関等のネットワークのつなぎ手として活躍できる「防災士」を養成することを目的として実施します。

## 2 日程・会場

区分	開催日	会場
東部	令和5年10月7日(土)・8日(日)	とりぎん文化会館 第2会議室 (鳥取市尚徳町 101-5)
中部	令和5年10月21日(土)・22日(日)	鳥取看護大学・短期大学 交流センター 中講義室(倉吉市福庭 854)
西部	令和5年11月4日(土)・5日(日)	米子市文化ホール イベントホール (米子市末広町 293)

## 3 募集定員 各会場70名(予定) 申込者多数の場合は、先着順

※各会場の定員数を超えたときは、各申込者に受験会場の変更をお願いする場合がありますので、予めご了解ください。

## 4 受講対象者

鳥取県内に在住、または、鳥取県内の事業所・学校等に勤務・在学されている方で、次の2つの要件を満たされる方を受講対象者とします。

- (1) 防災士教本 2023年度版(以下「教本」と略)をすべて学習したうえで、2日間の全講義を受講し、履修確認レポート(以下「レポート」と略)を提出できる方
- (2) 研修終了後、市町村や地域の自主防災組織と連携して防災活動に取り組んでいただけの方。

## 5 受講費用

区分	金額	備考
防災士教本(2023年度版)代	4,000円	全員
受講料	6,500円	特例により受講及び試験を 免除される方は不要
防災士資格取得試験受験料	3,000円	
合計	13,500円	

※試験に合格された方は、防災士認証登録申請書を提出するとき、登録料として、別途、5,000円を納付していただきます。

## 6 研修の内容

### (1) 集合研修

#### 1日目

時 間	講 目	担当講師
1時限 9:20～10:20	防災士に期待される活動	日本防災士会鳥取県支部理事
2時限 10:30～11:30	風水害・土砂災害等への備え	鳥取大学工学部特任教授 栢見 吉晴 氏
3時限 11:40～12:40	被害想定・ハザードマップと避難	
昼休憩 12:40～13:30		
4時限 13:30～14:30	行政の災害対策と危機管理	鳥取県危機管理局
5時限 14:40～15:40	自主防災活動と地区防災計画	日本技術士会中国本部 鳥取県支部長 伊藤 徹 氏
6時限 15:50～16:50	地域防災と多様性への配慮	日本技術士会中国本部 鳥取県支部 西村 悟之 氏
7時限 17:00～18:00	防災士が行う各種訓練	

#### 2日目

時 間	講 目	担当講師
1時限 9:10～10:10	地震・津波による災害	鳥取大学工学部 教授 香川 敬生 氏
2時限 10:20～11:20	地震・津波への備え	
3時限 11:30～12:30	土砂災害	鳥取大学工学部 准教授 中村 公一 氏
昼休憩 12:30～13:30		
4時限 13:30～14:30	災害関連情報と予報・警報	鳥取地方気象台
5時限 14:40～15:40	災害ボランティア活動	日野ボランティアネットワーク代表 山下 弘彦 氏
15:50～16:50	防災士資格取得試験	日本防災士機構

### (2) 履修確認レポートによる補講

機構が作成した教本25講目のうち、(1)の集合研修で履修しない13講目については、受講者で自習していただく必要があります。

受講者には、教本と併せてレポートをお送りしますので、教本を学習した後に、レポートを作成し、研修日1日目の講義開始前に提出してください。

## 7 申込方法

受講申込書（以下「申込書」と略）を、令和5年8月21日（月）までに、鳥取県危機管理局消防防災課宛で、郵送またはメールにより提出してください。

## 8 受講決定

受講者の決定は、鳥取県（以下「県」と略）から各市町村役場、学校を經由して各受講申込者に受講決定通知書を郵送してお知らせします。

受講決定通知を郵送した市町村、学校、受講申込者には、納付書をお送りしますので、定められた期日までに、金融機関等で納付してください。

入金確認後に、県から各市町村、学校を經由して、教本及びレポートをお送りします。

### 履修確認レポートの作成・提出

レポートは、研修実施機関が集合研修の講目でない13講目について、受講者の学習の状況について確認させていただく重要な資料です。

レポートの提出がないときは、防災士養成研修の修了が認められず、防災士資格取得試験の受験資格も認められませんので、必ず、研修日1日目の受付時に提出してください。

なお、レポートが提出されなかったことにより、研修の修了が認められなくなった場合でも、受講料及び受験料は返金いたしません。

## 9 防災士資格取得試験

- (1) 研修2日目の講義終了後、研修会場で機構が派遣する試験監により試験が実施されます。（50分間、マークシート方式3択）
- (2) 試験を受験するためには、県が定めたレポートを作成して研修1日目の受付時に提出したうえで、2日間の研修のすべての講目を受講していただく必要があります。
- (3) 試験問題は防災士教本25講目の内容から30問が出題されます。
- (4) 出題数30問中24問以上（正答率80%以上）の正解で合格となります。
- (5) 合否結果の通知方法は、試験当日、試験監から連絡があります。
- (6) 不合格者は、再受験をすることができます（再受験料は無料）。

## 10 その他留意事項

- (1) 研修当日、開催地に気象警報が発表されている場合等、やむを得ず、研修を中止する場合があります。

この場合、受講申込み時にお支払いいただいた受講費用のうち、受講料及び防災士資格取得試験受験料は返金いたしますが、教本代については、返金は致しません。

- (2) 自己都合により、研修を欠席された場合は、教本代、受講料及び受験料のいずれも、返金いたしませんので、予めご了承ください。（東部会場及び中部会場を受講された方に限り、中部会場又は西部会場の定員に余裕がある場合は、中部会場又は西部会場の研修を受講できることがあります。）

## 1 1 救急救命講習

防災士の資格取得のためには、普通救命講習等の救急救命講習の修了証等が必要となることから、救急救命講習を受講していない方は、認証登録手続きまでに、お近くの消防局・消防署において普通救急救命講習を受講してください。

- (1) 防災士資格認定登録申請の認定対象となる救急救命講習
  - ・消防署 : 普通救命講習ⅠまたはⅡ、上級救命講習
  - ・日本赤十字社 : 救急法基礎講習、救急法救急員養成講習等

※このほか、機構が防災士認証要件として認めている主な救急救命講習等一欄については機構のホームページ (<https://bousaisi.jp/license/>) に掲載されています。

- (2) 講習の日程、受講申込みの手続きは、各消防局・消防署で確認してください。  
受講費用は、受講者本人の負担となります。

- 鳥取県東部広域行政管理組合消防局のホームページ  
<https://www.east.tottori.tottori.jp/1843.htm>
- 鳥取中部ふるさと広域連合消防局のホームページ  
<https://www.chubu-furusato-tottori.jp/shobo/20651>
- 鳥取県西部広域行政管理組合消防局のホームページ  
<https://www.tottori-seibukoiki.jp/1407.htm>

## 1 2 防災士認証登録の手続き

- (1) 試験に合格された方には、県から市町村を經由して、または、直接本人に防災士認証登録の申請（以下「認証申請」）について、ご案内します。
- (2) 認証申請には、機構が定めた認証登録申請書（以下「申請書」と略）の提出と登録料5,000円の納付が必要となります。県が実施した防災士養成研修の受講者は、県が機構に一括して登録料を納付したうえで、認証申請を行いますので、県が作成した納付書により、指定期日までに、最寄りの金融機関等で登録料を納付し、納付書の写しを添付して市町村役場または直接県に申請書を提出してください。
- (3) 機構に防災士認証登録された方には、機構から直接、防災士認証状（A4版縦型賞状様式）と防災士証（プラスチックカード製顔写真入り縦型名刺型様式）が交付され、機構は認証者の氏名及び住所等の所定事項を防災士登録台帳に記載し、管理されます。
- (4) 申請書を提出してから防災士認証状等が届くまでの期間は、約2か月です。

### 1.3 防災士資格取得にかかる特例

機構は、警察官、消防吏員、消防団員及び日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む）に限定して、防災士資格取得にかかる要件に特例を設けています。

#### (1) 警察官

ア 警部補以上の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」及び「防災士資格取得試験に合格すること」の2要件が免除され、「防災士教本を購入して学習すること」及び「救急救命講習の履修証明書（写）を提出すること」が特例申請の2要件です。

イ 巡査部長以上の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」の要件が免除され、「防災士教本を購入して学習すること」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の履修証明書（写）を提出すること」が特例申請の3要件です。

#### (2) 消防吏員

ア 消防士長以上の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の履修証明書（写）を提出すること」の3要件が免除され、「防災士教本を購入して学習すること」が特例申請の要件です。

イ 消防副士長及び消防士の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」及び「救急救命講習の履修証明書（写）を提出すること」の2要件が免除され、「防災士教本を購入して学習すること」及び「防災士資格取得試験に合格すること」が特例申請の2要件です。

#### (3) 消防団員（分団長以上の幹部限定）

消防団員として分団長以上の階級者（退職者を含む）は、「防災士養成研修の履修」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の履修証明書（写）を提出すること」の3要件が免除され、「防災士教本を購入して学習すること」が特例申請の要件です。

#### (4) 日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む）にかかる特例

日本赤十字社が全国各支部等で実施している「赤十字救急法救急員講習」を受講して認定証を取得された方は、日本防災士機構が指定した研修機関に各自にて特例研修申請を行い受理された場合、各自が指定研修機関から防災士教本を購入して学習の上、日本防災士機構が指定した特例研修（特定教科6講目6時間以上）を受講して、その上で、防災士資格取得試験に合格することが特例申請の要件です。

#### (5) 自衛隊員

現在、防衛省と日本防災士機構が協議中です。決定次第、機構のホームページに掲載されますので、ご確認ください。

### 1.4 個人情報の取扱い

県は、申込書及び申請書に記載された氏名、住所等の個人情報を防災士養成研修、防災士資格取得試験及び防災士認証登録申請、救急救命講習、県が主催する防災士スキルアップ研修をはじめとする防災研修、防災イベント等の御案内、防災パンフレット等の配布等にのみ使用いたします。

また、機構の個人情報の取扱いは、次項のとおりです。

## 個人情報の取扱いについて

日本防災士機構における個人情報の取扱いは、以下の通りとさせていただきますので、防災士資格取得の際には、以下の内容をよくお読みいただき、その内容について予めご了解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、防災士資格取得（認証登録申請）をもって、この「個人情報取扱いについて」の内容にご同意いただいたものとさせていただきます。

- 1 当機構は、当機構が取扱う個人情報について適法かつ適正な方法で取得します。
- 2 当機構は、当機構が取扱う個人情報について事業遂行上必要な範囲を超えて利用することはありません。
- 3 当機構は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の漏えい、滅失又はき損が生じることのないよう適切に管理します。
- 4 当機構は、ご本人から保有個人データについて開示、内容の訂正、追加若しくは削除、又は利用の停止等の申し出があったときは、法令に定める場合を除き速やかに対応します。
- 5 当機構は、国、地方公共団体又は特定非営利活動法人日本防災士会から要請があり、それが防災士制度の目的に適うと認められる場合、保有個人データを提供することがあります。

※国や地方公共団体から防災士に対して、地域の防災協力（任意）を求められる場合があります。

※上記の日本防災士会は、防災士有志により2004年に設立された全国組織です。

- 6 当機構は、個人情報の相談及び苦情の窓口を設置し、ご本人からの個人情報に関するお問い合わせや苦情に対して、適切かつ迅速に対応します。

認定特定非営利活動法人日本防災士機構

### 15 お問い合わせ先

鳥取県危機管理局消防防災課（担当）前田

（電話）0857-26-7118

（メール）shoubou@pref.tottori.lg.jp

※受講の推薦に関するお問い合わせは、お住まいの市町村担当課へご連絡ください。